

地域医療情報ネットワークシステム 説明書

『地域医療情報ネットワークとは?』

- 専用のインターネット回線を使って、広域紋別病院と別の施設が、広域紋別病院での処方内容や検査結果などを情報交換するシステムです。

- 同意いただいた施設同士で患者さんの情報を共有するので、お薬の処方や検査を効率的に行うことができます。

- 広域紋別病院からの公開する患者情報
入退院情報・処方内容・注射内容・検査結果内容・放射線画像・病名・アレルギー情報・感染症情報・文書情報・診療記事

『同意をいただきます』

- インターネット回線を使うので、他の病院などに患者様の情報を送るときは事前に同意をいただきます。ただし、緊急時には医師の判断にて接続する場合があります。

『同意はいつでもやめることができます』

- インターネット回線を使った診療情報のやりとりは、いつでもやめることができます。病院に用意しております「同意撤回届」を提出してください。

- 「同意撤回届」を提出したことで、その後の診療に影響が出ることはありません。

『個人情報を守るために』（個人情報保護法第 23 条）

- 厚生労働省が決めた規則に従って患者様の個人情報を守ります。
 - ・医療従事者はシステムで知り得た情報に対する守秘義務があります。
 - ・正当な理由がなく診療情報を外部に漏洩した場合には守秘義務違反が問われます。
 - ・個人情報保護法では、利用目的を超えた利用については罰則の対象となります。

- 患者様の診療情報は、誰でも見られるわけではありません。許可を受けた職員が、専用のパソコンを使わなければ見ることはできません。